

(法第28条第1項)

## 2017年度 特定非営利活動に係る事業報告書

<第14期>

(2017年4月1日～2018年3月31日)

特定非営利活動法人 ネモちば不登校・ひきこもりネットワーク

### 1 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
①千葉の不登校・ひきこもりの子ども・若者へのサポート事業 (子どもチーム)	(1)子ども・若者交流会 不登校・ひきこもりの当事者たちを中心とした交流事業	毎週月、木、金、土曜日	ネモネット事務所など	4名	習志野市近郊の不登校、ひきこもり本人など 18年3月末現在 会員19名	5802
	(2)地域の子ども・若者交流会 不登校・ひきこもりの当事者を含めた幅広いジャンルの子どもと若者の交流会	実施無し	実施無し	実施無し	実施無し	0
②千葉の不登校・ひきこもりの家族・保護者へのサポート事業 (親チーム)	(3)親サロン 不登校・ひきこもりの家族を持つ保護者同士の相談等	年11回	ネモネット事務所など	9名	主に千葉県内の不登校、ひきこもりの家族など 81名	28
	(4)個人相談 県内の不登校・ひきこもりの当事者及び保護者の個別相談事業	不定期(要望に応じて)	ネモネット事務所など	5名	主に千葉県内の不登校、ひきこもりの当事者とその家族 8名	10
	(5)電話相談 県内の不登校・ひきこもりの当事者及び保護者の電話相談事業	週1回	ネモネット事務所など	4名	主に千葉県内の不登校、ひきこもりの当事者とその家族 29名	10
	(6)講演会	10月15日、1月21日	千葉県内	10名	千葉県内の不登校、ひきこもりの経験者とその家族 56名	32

③千葉のひきこもり当事者によるささえあい事業	(7)ひきこもりサロン 県内のひきこもり当事者関与者によるささえあいの場作り	年 11 回	ネモネット 事務所	6 名	主に千葉県内のひきこもりの当事者など 22 名	3
④親の会・フリースペースなどのネットワークづくり事業	(8)全県交流合宿 県内の不登校・ひきこもりの当事者及び保護者の体験活動と交流事業	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	0
	(9)県内の親の会との交流事業	6月13日, 9月13日	全国	5 名	ネモネット会員団体、連携団体及び千葉県内及び全国の親の会の世話人 5 名	0
	(10)ユースフェスタ	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	0
	(11)研修	年 9 回	関東近辺	1 名	フリースクール・ネモスタッフ、親の会スタッフ 7 名	72
⑤千葉の不登校・ひきこもりに関する政策提言・社会参画の推進事業	(12)親の会立ち上げ支援事業	年 11 回	千葉県内	6 名	千葉県内の親の会立ち上げを計画する親、支援者 81 名	74
⑥本事業に関わるすべての不登校・ひきこもりの広報普及啓発事業 (広報チーム)	(13)ネモ通信 会報の発行	年 6 回	ネモネット 事務所	6 名	主に千葉県内の不登校、ひきこもりの家族など 864 名	112
	(14)ホームページ インターネット上での 情報発信事業	随時	インターネ ット上	2 名	全国 38,105 人	27
	(15)パンフレット作成	1 回	ネモネット 事務所	1 名	主に千葉県内の不登校、ひきこもりの家族など 1,000 名	79